

千歳市社協の活動をご紹介



高齢者施設でのボランティア体験学習



認知症高齢者等のSOSネットワーク
搜索模擬訓練



生活支援体制整備事業
大人の折り紙サロン



ファミリー・サポート・センター
会員交流会(託児)



防災訓練での災害ボランティア
センターの展示



地域福祉懇談会

～自分が築いた財産を地域福祉の推進のために活かしたい～

千歳市社会福祉協議会 愛情銀行の ご案内

遺言による寄附をお考えの方へ

—— お問合せ、ご相談はお気軽に千歳市社会福祉協議会 総務課にご連絡ください。 ——



ふれあいささえあいネットワーク

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会

〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地
TEL.0123-27-2525 FAX.0123-27-2528
URL : <http://www.chitose-shakyo.or.jp>

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会



社会福祉協議会(社協)とは

「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体

地域に生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、福祉施設などの関係者が協力して、子どもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決をとおして、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」を進めています。「社会福祉法」という法律の中で「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられた「公共性」、「公益性」の高い民間の組織です。

愛情銀行とは

社協活動に役立ててみませんか

愛情銀行は、福祉のまちづくりを市民のみなさんとともに推進するための財源を受け付ける寄附の窓口として千歳市社協に設置しています。

これまでに愛情銀行へ寄せられた実績(過去5年間)

平成28年度：4,489,070円
平成29年度：5,571,642円
平成30年度：3,186,237円
令和元年度：3,217,072円
令和2年度：2,018,728円



千歳市社協では、第7次地域福祉実践計画(令和2年度～令和6年度)を策定し、8つの基本目標を掲げて、取り組みを進めています。

基本目標1 地域づくりを主体的に担う人づくり

地域住民の「困った」と「できる」をつなぎ、「助け合いの輪」を形にする「お互いさま」の活動を支える地域の助っ人養成のほか、若い世代や働く世代が気軽にボランティア活動の体験ができる機会を拡充します。

基本目標3 いつでも、気軽に、誰でも通える地域の居場所づくり

高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮している人、障がいのある人、認知症の人やその家族など、世代や分野を超えて、人と人、人と資源が丸ごとつながり、買い物や外出のついでに気軽に立ち寄り、誰でも通える身近な地域の居場所づくりを日常生活圏全域に創出します。

基本目標5 ボランティアとともに災害に備える地域づくり

災害ボランティアセンター設置に備え、職員の対応力向上を図るとともに、災害時にボランティアの力が十分に発揮されるよう、防災ボランティアリーダーの増員、資質向上を図り、様々な団体と協働し、ボランティアとともに災害に備える地域づくりに取り組みます。

基本目標7 課題に柔軟に対応していくための体制づくり

地域福祉懇談会や日常生活圏を単位とした座談会など地域のことを話し合える場を充実させるとともに、研修会やイベント等の参加者を対象にしたアンケート調査を通して地域ニーズや生活課題を明らかとし、課題解決に向けた取り組みの推進など柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

基本目標2 地域での支え合いと、きずなづくり

これまでつながりの弱かった民間事業者や企業等との連携を図り、相互に得意な領域を提供し合うことで見守りや支え合い活動の創出に取り組むほか、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の役割を果たすため、社会福祉法人ネットワーク懇話会・千歳の活動を推進します。

基本目標4 満足度の高い福祉サービスづくり

人材育成・人材確保を強化し、利用者ニーズに合わせた適切なサービスを提供するとともに、他法人の社会資源との連携をさらに強化し、利用者やその家族に満足していただける良質な福祉サービスの提供に努めます。

基本目標6 住民一人ひとりの相談を受け止め、解決していくしくみづくり

身近な圏域で柔軟に相談できるよう、窓口や制度ごとの縦割りではない総合相談体制を進めるため、担当部門間の連携とともに関係機関や地域住民と連携を図り、既存の支援にとどまることなく、新たな支援や社会資源の創出により多様化するニーズに対応できる体制の構築に努めます。

基本目標8 社協の認知度アップと人材・財源確保のしくみづくり

地域福祉推進の中核的な存在として行政とのパートナーシップの推進を図るとともに、社協活動を「見える化・見せる化」によって支援者を広げる取り組みを行い、認知度アップと人材・財源確保のしくみづくりを推進します。



遺言による 寄附(遺贈)を お考えの方へ

遺贈とは

遺言で

遺言により、自分が亡くなった後に自分の財産を特定の個人や団体に遺言者の財産を分けることができます。これを「遺贈(いぞう)」といいます。

一部又はすべての財産の受取人として、「社会福祉法人千歳市社会福祉協議会愛情銀行」を指定することにより、千歳市の地域福祉推進に遺産を役立てることができます。



寄附の方法

遺言書について

ご本人の思いをかなえるためにも遺言書をご用意ください。

遺言書には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と遺言者が遺言内容の全文、作成日、氏名を自筆で書き、捺印した「自筆証書遺言」等があります。遺贈先には「社会福祉法人千歳市社会福祉協議会愛情銀行」とお書きください。

遺言書の作成、保管は専門家・専門機関(弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、公証人、信託銀行など)のアドバイスを受けられることをお勧めします。

遺言執行者について

財産を円滑に寄附するためには、遺言書の中で遺言執行者を指定なさるようにお勧めしております。遺言執行者には専門家・専門機関を選ばれる方が多いようです。

遺言執行について

遺言執行者が遺言書に基づいて手続きを行います。本会は遺言執行者から連絡を受け、遅滞なく遺贈を受領します。

なお、不動産や有価証券などの現金以外の財産をご寄附いただく場合は、遺産を有効に活用するため、現金化して(換価現金化)からご寄附くださいますようお願いいたします。